



平成 28 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社 福田組
代 表 者 名 代表取締役社長 太田 豊彦
(コード番号 1899 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員経営企画部長 大塚 進一
(TEL 025-266-9111)

子会社に対する建設業法に基づく営業停止処分について

当社の連結子会社である福田道路株式会社は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関する独占禁止法違反により、国土交通省北陸地方整備局から建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づき、平成 28 年 11 月 17 日付で、下記のとおり営業停止処分を受けましたのでお知らせします。

このような事態に至りましたことは誠に遺憾であり、株主の皆様、お客様及び関係者の皆様には、多大なご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

当社グループといたしましては、このたびの処分を厳粛に受け止め、グループ役職員一同、法令遵守の一層の徹底に取り組み、早期の信頼回復に最善を尽くしてまいります。

記

1. 当該連結子会社の概要

名 称	福田道路株式会社
所 在 地	新潟市中央区川岸町一丁目 53 番地 1
代表者役職・氏名	代表取締役社長 河江 芳久
事 業 内 容	舗装工事業
資 本 金	20 億円

2. 停止を命じられた営業の範囲

全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

3. 営業停止の期間

平成 28 年 12 月 2 日から平成 28 年 12 月 31 日までの 30 日間

4. 業績に与える影響

本件による平成 28 年 12 月期の連結業績予想への影響はありません。

以上